

総社市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第33号

総社市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

総社市印鑑登録及び証明に関する条例（平成17年総社市条例第163号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(登録印鑑) 第3条 略 2 次の各号のいずれかに該当する印鑑は、登録することができない。 (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、<u>旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</u> (2) 職業、資格、その他氏名、<u>旧氏又は通称以外の事項を表しているもの</u> (3)～(7) 略 3 略 (印鑑の登録) 第5条 略 2及び3 略 4 市長は、第2項又は前項の規定により第1項の確認をした場合は、印鑑</p>	<p>(登録印鑑) 第3条 略 2 次の各号のいずれかに該当する印鑑は、登録することができない。 (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称（<u>住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</u> (2) 職業、資格、その他氏名又は通称以外の事項を<u>あわせ</u>表しているもの (3)～(7) 略 3 略 (印鑑の登録) 第5条 略 2及び3 略 4 市長は、第2項又は前項の規定により第1項の確認をした場合は、印鑑</p>

登録原票に次に掲げる事項を登録するものとする。

(1)～(3) 略

(4) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏が記録されている場合) にあつては、氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合 にあつては、氏名及び当該通称)

(5)～(9) 略

(印鑑登録の抹消)

第13条 略

2 市長は、被登録者について次の各号のいずれかに該当する事実を知った場合は、職権で印鑑の登録を抹消するものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 氏名、氏(氏に変更があった者 にあつては、住民票に記録されている旧氏を含む。)又は名(外国人住民 にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)の変更(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)があつたとき。

(4)及び(5) 略

(印鑑登録証明書)

第14条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し及び次に掲げる事項について電子計算機により作成する。

(1) 略

(2) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏が記録されている場合) にあつては、氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合 にあつては、氏名及び当該通称)

(3)～(6) 略

2 略

登録原票に次に掲げる事項を登録するものとする。

(1)～(3) 略

(4) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合 にあつては、氏名及び通称)

(5)～(9) 略

(印鑑登録の抹消)

第13条 略

2 市長は、被登録者について次の各号のいずれかに該当する事実を知った場合は、職権で印鑑の登録を抹消するものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 氏名、氏若しくは名(外国人住民 にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)の変更(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)があつたとき。

(4)及び(5) 略

(印鑑登録証明書)

第14条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し及び次に掲げる事項について電子計算機により作成する。

(1) 略

(2) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合 にあつては、氏名及び通称)

(3)～(6) 略

2 略

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。